

別紙 1

デジタル業務写真の小黑板情報電子化に係る特記仕様書

本業務において、デジタル業務写真の小黑板情報電子化を行う場合は、業務契約後、監督員と協議したうえでデジタル業務写真の小黑板情報電子化対象業務（以降、「対象業務」と称する）とすることができる。

対象業務では、以下の 1.から 4.の全てを実施することとする。

1.対象機器の導入

受注者は、デジタル業務写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、三重県の写真管理基準（案）（以降、「写真管理基準」と称する）「2-2 撮影方法」に示す項目や三重県業務委託共通仕様書に基づき撮影を行う上で必要な項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督員に対し、業務着手前に、使用機器について協議するものとする。

使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア,(一社)施工管理ソフトウェア産業協会、(<https://www.jcomsia.org/kokuban>)

※ここでは、使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

2.デジタル業務写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、上記 1.の使用機器を用いてデジタル業務写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」や三重県業務委託共通仕様書に基づき撮影を行う上で必要な項目による。

ただし、対象業務において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3.小黑板情報の電子的記入の取扱い

業務写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準に準ずるが、上記 2.に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」のとおりデジタル写真管理情報基準「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4.小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、上記 2.に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以降、「小黑板情報電子化写真」と称する）を、業務完成時に監督員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや業務写真ビューアソフト

を用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督員が確認することがある。また、下記チェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール(一社)施工管理ソフトウェア産業協会,

〈<https://www.jcomsia.org/kokuban>〉

※ここでは、使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。